

平成29年7月13日

神奈川県警察本部長殿

神奈川県弁護士会
会長 延命 政之

警 告 書

当会は、申立人 A の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴殿に対し、下記のとおり警告します。

警告の趣旨

神奈川県警察本部が、同県警本部大和留置施設において、平成27年6月10日から同年7月27日までの申立人の勾留期間中、申立人に対し、身体の各部に内出血痕が残るような態様で手錠及び捕縄を頻回かつ長時間にわたり不適切な方法によって使用したことは、申立人の身体を不当に損傷し、申立人の人権を侵害したものである。したがって、今後は、戒具の不適切な使用によって被留置者の身体を不当に損傷することのないよう警告する。

警告の理由

別紙調査報告書のとおり

2015年第9号

A 申立事件

平成29年7月3日

調査報告書

神奈川県弁護士会会長 延命政之 殿

神奈川県弁護士会人権擁護委員会

委員長 本田 正男

申立人 A の神奈川県警察本部に対する人権救済申立事件について、その調査結果を報告します。

第1 処遇意見

神奈川県警察本部が、同県警本部大和留置施設において、平成27年6月10日から同年7月27日までの申立人の勾留期間中、後記第3.2(2)「ベルト手錠及び捕縄の使用期間等（使用期間はいずれも平成27年）」記載の通り、申立人に対し、身体各部に内出血痕が残るような態様で手錠及び捕縄を頻回かつ長時間にわたり不適切な方法によって使用したことは、申立人の身体を不当に損傷し、申立人の人権を侵害したものである。したがって、今後は、戒具の不適切な使用によって被留置者の身体を不当に損傷することのないよう警告するのが相当である。

第2 申立の概要

神奈川県警本部が、大和留置施設において、申立人が勾留されていた平成27年6月10日から平成27年7月27日までの間、申立人に対し、身体の一部に内出血痕が残るような態様で手錠及び捕縄を使用した。この行為は申立人に対する人権侵害である。

第3 認定した事実

当委員会は、申立人からの事情聴取、相手方に対する書面照会等により、以下の事実を認定した。

1. 申立人の主張（申立書及び申立人からの聴取による事実経緯）

- (1) 申立人は、平成27年6月10日、神奈川県警加賀町警察に逮捕されたが、同署の留置施設の老朽化の問題から、同日、神奈川県警大和留置施設に移され、そこで7月27日まで勾留された。
- (2) 神奈川県警察本部大和留置施設において、申立人は、7月27日までの間、態度が悪い、言葉遣いがなっていない、顔や目つきが反抗的である等の理由から何度も保護室に収容され、その際、ナイロン製の拘束用ロープ（以下「捕縄」という）で強く縛られて両足の足首や膝に傷（怪我）が残り、またベルト手錠を両手首に強く食い込むほどきつく縛られて手（腕）にも腫れが残るなどした。
- (3) 上記の結果、申立人の左手は腫れ、両足首、両膝等には多数の捕縄によってできた傷が残った。
- (4) 申立人の刑事弁護人 B 弁護士は、横浜拘置支所にて申立人から事情を聞いて7月28日付にて申立人の供述録取書を作成し、同日付けにて、神奈川県警察本部長及び横浜地方検察庁検事正宛ての警告書を内容証明郵便にて出状した。
- (5) 7月29日、申立人と面会し身体の状態を確認した C 弁護士は、7月30日、同月31日付報告書を作成し、申立人代理人として横浜

地方裁判所に対し証拠保全（検証）の申立を行い、同年8月4日、横浜地方裁判所の裁判官により申立人の身体（各箇所に残る痣の状況）に対する検証が行われた。

2. 相手方の主張（申立人に対する保護室への収容並びにベルト手錠及び捕縄の使用状況等について、神奈川県警察本部長から得た回答の要旨）・添付1の1乃至3の2：照会書・回答書参照

(1) 申立人に対する保護室収容期間等（収容期間はいずれも平成27年）

	収容期間	根拠
1	6月10日午後6時14分から6月11日午前8時18分	法第214条第1項第2号イ
2	6月11日午後4時52分から6月17日午後2時22分	法第214条第1項第2号ロ
3	6月17日午後4時57分から6月18日午前11時37分	法第214条第1項第2号イ
4	6月19日午前7時4分から6月23日午後3時20分	同上
5	6月27日午前9時18分から7月1日午前9時44分	同上
6	7月27日午前9時13分から同日午前11時56分	同上

* 2は2回、4は1回、5は1回の更新をしている。

* 根拠はいずれも刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）（以下「法」という）

法214条第1項2号イ「留置担当官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。」

法214条第1項2号ロ「他人に危害を加えるおそれがあるとき。」

(2) ベルト手錠及び捕縄の使用期間等（使用期間はいずれも平成27年）

	使用期間	根拠
1	6月10日午後6時16分から同日午後8時28分	法第213条第1項第2号
2	6月10日午後8時54分から同日午後10時13分	同上及び同項第3号

3	6月11日午前2時23分から同日午前4時19分	同上
4	6月14日午後8時7分から同日午後10時4分	同上
5	6月15日午後0時17分から同日午後2時33分	法第213条第1項第3号
6	6月27日午後0時26分から同日午後3時32分	同上
7	7月27日午前9時16分から同日午前11時45分	法第213条第1項第2号

法第213条第1項第2号「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。」

法第213条第1項第3号「留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること。」

(3) 申立人に対して使用したベルト手錠及び捕縄の形状、サイズ、材質等について

- ①法213条第1項各号に基づき留置担当官が使用するベルト手錠及び捕縄の制式については、国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号）に基づいたものを使用している。（添付資料6 当委員会が添付したもの）
- ②捕縄の使用法（縛る部位、縛る部位の着衣の状態、具体的な縛り方、ベルト手錠併用の場合の捕縄の使用法等）について定めた規則・指針等の有無及びその具体的内容についての照会には沿いかねる。
- ③申立人に対する計7回全ての捕縄の使用について、縛った部位、また当該各部位につき、着衣の上から縛ったか否か、具体的な縛り方（すなわち、捕縄をどのように（巻きつけ方、回数等）、どのような結び方をして固定したか）等の照会には沿いかねる。

3. 当委員会の認定した事実

- (1) 申立人が神奈川県警察本部大和留置施設に勾留されていた平成27年6月10日から7月27日までの間、申立人は上記第3.2(1)

記載のとおり、保護室に収容された。

- (2) 申立人が上記(1)により保護室に収容されていた日時を含む、上記第3.2(2)の日時のとおり、申立人は、ベルト手錠及び捕縄を使用して身体を拘束された。なおベルト手錠と捕縄は併用されたものである。
- (3) 申立人は、保護室への収容並びにベルト手錠及び捕縄の併用が繰り返された期間中である平成27年7月4日に X 中央病院を受診し、同院の医師に対し、「手錠をされて、左上肢が痛いから湿布がほしい」と訴え、湿布剤(ロキソプロフェンナトリウムテープ)を処方された(添付資料9の1)。
- (4) また、申立人は、平成27年7月23日に Y 整形外科を受診した。その際のカルテの「経過」欄には、「あばれた。ヒモでしばられて2h半(その前に8~10回)」、「その後左手のシビレ」、との記載があり、鎮痛剤(ロキソニン)を処方された(添付資料9の2)。
- (5) 申立人弁護士 B 弁護士及び申立人代理人 C 弁護士は、申立人の身体の状態について観察し、平成27年7月28日付供述録取書、同年7月30日付・同月31日付報告書を作成した。
- (6) 横浜地方裁判所による検証調書(平成27年(モ)第427号)によれば、平成27年8月4日時点において、申立人の身体に同調書添付写真が示すような傷や痣が存在した(添付資料8)。
- (7) 当委員会委員が平成27年11月5日に東京拘置所にて申立人と面談した際、申立人の四肢に線状の茶色の痣が残っているのを観察した。
- (8) 平成27年8月4日時点で申立人の身体に確認された痣(平成27年11月5日時点でも一部残っていたもの)は、その箇所や形状から見て、頻回及び長時間(一回につき最短で1時間19分、最長で3時

間6分)にわたり使用されたベルト手錠及び捕縄により発生した内出血によるものと推測される。

- (9)したがって、これらの傷(痣)は、申立人が神奈川県警察本部大和留置施設に勾留されていた平成27年6月10日から7月27日までの合計7回にわたる申立人に対するベルト手錠及び捕縄の使用により生じたものであると認められる。

第4 人権侵害の有無・内容についての判断

1. 神奈川県警察本部大和留置施設が、申立人の勾留期間中、7回に渡って申立人に対してベルト手錠及び捕縄を併用して身体を拘束した事実には争いが無いが、同警察本部は、当該使用はいずれも法的根拠(法213条1項2号「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。」ないし(及び)3号「留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること。」)に基づく必要なものであったと主張している。

しかし、本件において、神奈川県警察本部大和留置施設が、申立人を保護室に収容した上でさらにベルト手錠及び捕縄を併用している日時を含め、申立人を収容するに至った各日時における具体的経緯及び収容時の具体的事実経過について一切明らかにしない(添付資料1の1乃至3の2)ということから見ても、申立人を保護室に収容した上でのベルト手錠及び捕縄の併用の必要性は低く、さらにこれら戒具の頻回かつ長時間使用の必要性については、強い疑問が残ると言わざるを得ない。なお、「他人に危害を加えること」は保護室の性質上単独収容であるからあり得ないことは言うまでもない。

2. また、法的根拠に基づいて行われるベルト手錠及び捕縄の使用の正当な目的がある場合であっても、実際のこれらの使用による身体拘束は、被収容者による法213条1項各号の行為を防止するために必要最小

限度においてのみ許容されるものであり、その使用態様については、被留置者の身体に対する不当な損傷を生じないように十分な配慮がなされる必要がある。

すなわち、平成19年（2007年）2月16日付け日本弁護士連合会のパブリックコメント（国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容等の処遇に関する法律施行規則案に対する意見）（添付資料4）4頁第7項にもあるように、捕縄やベルト手錠は、誤った使用により留置者を傷つけるおそれの高い戒具であるから、使用する拘束具の材質の指定・限定等も含め、十分に注意・配慮された使用が行われなければならない。

3. この点については、警察庁も平成19年5月発信の「国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則案に対する意見の募集結果」（添付資料5）別紙8の中で、「被留置者の身体を不当に損傷しないように、戒具の適正な使用について各都道府県警察を指導します。」と述べている。

4. しかし、神奈川県警察本部は、同県警察本部大和留置施設が申立人に対し、捕縄とベルト手錠を複数回にわたり併用して申立人の身体を拘束した事実を認めている一方で、捕縄とベルト手錠の使用方法について定めた規則や指針の存在及びその内容（被留置者の身体を不当に損傷しないようにするための、戒具の適正な使用についての警察庁からの指導内容等）を一切明らかにしてない（添付資料3の1、2）。

さらに、本件において、神奈川県警察本部大和留置施設が申立人に対してベルト手錠及び捕縄を併用して身体を拘束した際の具体的な使用態様は、本件において実際に使用されたベルト手錠及び捕縄の形状、サイズ（直径）、材質等の仕様をはじめ、捕縄の具体的な使用方法（縛った部位、縛った部位の着衣の有無・状態、捕縄の巻き付け方、巻き付け回数、固定の仕方等の具体的な縛り方）、ベルト手錠併用時における捕

縄の使用方法など、拘束具の仕様態様等が一切明らかにされていない（添付資料3の1、2）。

他方、当該ベルト手錠及び捕縄の使用（併用）により、申立人において検証調書が示すとおりの内出血痕が残った事実が認められるのは上記のとおりであるところ、これらの傷（痣）は検証調書の写真（添付資料7）を見る限り、内出血痕の多さ、その濃度、残留している期間等からみても、尋常なものではない。

5. このような状況においては、当委員会としては、裁判所の検証調書が示すような内出血痕が残るような拘束具の使い方が必要最小限度を超えた不適切なものであったと推認せざるを得ない。
6. したがって、神奈川県警本部大和留置施設が平成27年6月10日から同年7月27日までの申立人の勾留期間中、複数回に渡り申立人に対し、身体各部に内出血痕が残るような使用態様で手錠及び捕縄を使用したことは、拘束具の必要最小限の限度を超えた濫用があったといえ、申立人の人権を侵害したものと認めざるを得ない。

第5 結論

したがって、警告書のとおり警告を行うのが相当であると思料する。

- 添付書類
- 1の1. 照会書（平成27年12月4日付）
 - 1の2. 回答書（平成27年12月16日付）
 - 2の1. 照会書（平成28年6月2日付）
 - 2の2. 回答書（平成28年7月12日付）
 - 3の1. 照会書（平成28年10月14日付）
 - 3の2. 回答書（平成28年12月15日付）

4. パブリックコメント（国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律施行規則案に対する意見）
 5. 平成19年5月警視庁発信「国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則案に対する意見の募集結果」別紙8
 6. 平成19年5月25日付官報（号外第107号）
 7. 証拠保全申立書及び疎明資料
 8. 横浜地方裁判所平成27年（モ）第427号証拠保全申立事件の検証調書
 - 9の1. 平成28年1月18日 Y 整形外科クリニックよりの回答書
 - 9の2. 平成28年1月25日付 X 中央病院よりの回答書
- 以 上